

○松山市総合計画審議会条例

昭和47年10月5日

条例第32号

改正 昭和51年 7月 5日 条例第31号

平成 4年 3月 25日 条例第 1号

平成10年 3月 23日 条例第 1号

平成14年 3月 20日 条例第 3号

平成15年12月19日 条例第39号

(設置)

第1条 松山市総合計画策定に関し、審議するため地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項の規定による松山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年7月5日条例第31号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月23日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月20日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月19日条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。